

○取組の現状と課題

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	取組の現状	取組機関														課題
		東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	
<p>洪水に関する河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング</p> <p>○避難勧告の発令の目安となる注意報、警報、気象情報等を発表している。</p> <p>○水信告知河川(ウエブサイト)、観測河川、真知安河川、北見観測河川、オムシロベ川について、避難勧告等の発令の目安となる気象情報等を関係市、警備署、自衛隊、種内開発建設部、種内地方気象台に通知している。</p> <p>○水位告知河川について重大な災害が発生するおそれがある場合は、早急総合防災局から関係市町長に情報伝達(ポットライン)している。</p> <p>○気象情報等の防災情報を参考としながら、河川の出水が予想される時期において、町内河川の出水状況を現地確認している。</p> <p>○防災講話、交番ミニ広報誌、警察署ホームページ等の機会を活用して、住民等に対して河川情報について啓発している。また、災害発生時には、ハトマークによる気象情報を発信している。</p>																A
<p>避難勧告等の発令基準</p> <p>○注意報、警報、気象情報等を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークとなる時間帯、最大雨量などの予測値を発表)、警報、注意報発表時の危険度を色分けした高判別)が「警戒期間」の発令の目安となる。避難勧告等の発令基準の一つとなる「流域雨量指数」とその予測値を平成28年7月からホームページ等で提供している。</p> <p>○避難勧告等の発令に着目した河川水位等と関係機関に通知している。</p> <p>○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、必要に応じ、発令している。</p>																B
<p>避難場所等の設定</p> <p>○洪水想定区域を公表し、区種別町長、中級別町長、秩父町長に通知している。また、一部避難場所等を指定していない市町村に対しては、防災に関するアドバイス等を実施している。</p> <p>○洪水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成し、洪水範囲、避難所、避難経路を周知している。</p> <p>○防災ガイドマップやホームページ等において避難所を周知している。</p> <p>○署員への避難場所・避難経路に関する教育を実施している。</p>																C
<p>住民等への情報伝達の体制や方法</p> <p>○注意報、警報及び気象情報等の情報をホームページやテレビ、ラジオ等を通じて伝達している。</p> <p>○雨量、河川水位情報についてホームページを通じて情報提供している。</p> <p>○雨量、河川水位情報について「川の防災情報」「河川リアルタイム情報」等を通じて情報提供している。</p> <p>○緊急告知ラジオ等、緊急連絡メール、市防災情報メール、広報車・消防車、ホームページ等により情報伝達している。</p> <p>○告知端末機、広報車、屋外拡音器等により情報伝達している。</p> <p>○緊急連絡メールや広報車等により情報伝達している。</p> <p>○放送放送(町内一部地域)及び広報車等により情報伝達している。</p> <p>○規制が必要な場合はハトマークなどによる広報を実施している。</p> <p>○総合情報市町村の要請により、消防車等で巡回広報を実施している。</p>																D
<p>避難誘導体制</p> <p>○地域防災計画等に基づき市町村職員、消防、警察等が協力して実施している。</p> <p>○警察署災害管理計画を基本に、地域警察官による状況に応じた部隊編成で対応している。</p>																E
<p>●洪水想定区域が設定されていないことや洪水想定区域等に記載された洪水想定区域の情報が不十分で、避難勧告等の発令の目安となることが懸念される。</p> <p>●洪水水位等の情報が不十分で、避難勧告等の発令の目安となることが懸念される。</p> <p>●多くの避難所が避難行動に移る。近隣の避難所が満員となり、利用できない人が発生することが懸念される。</p> <p>●国道・道等の浸水がリアルタイムに把握できず、住民の避難や避難所確保への迅速な対応が困難になることが懸念される。</p> <p>●洪水の深い区域においては、避難が困難になることが懸念される。</p>																
<p>●屋内にいる場合、異動などの騒音により、音による情報の聞き取りが困難になることが懸念される。</p> <p>●災害時要配慮者など一部住民には、従来の情報の伝達方法は理解が難しく、適切な避難行動につなげることが懸念される。</p> <p>●避難場所への情報伝達方法が確立されていないことにより、避難場所において情報不足に起因するトラブル(2次避難の遅れ等)が発生することが懸念される。</p>																
<p>●水防員(消防員)が高齢化・減少傾向にあるため、避難誘導等の人員が不足することが懸念される。</p> <p>●地域防災計画には、市町村職員、警察、消防(消防団)それぞれの役割が明確に規定されている。役割の指定が不明確である。(市町村職員、警察、消防等、それぞれが避難誘導等を実施することから、適切な情報共有が必要である。)</p>																

②水防に関する事項

項目	取組の現状	取組機関														課題
		東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	
<p>河川水位等に係る情報提供</p> <p>○河川水位等の情報についてホームページを通じて情報提供している。</p> <p>○雨量、河川水位情報等について「川の防災情報」「河川リアルタイム情報」等を通じて情報提供している。</p> <p>○防災情報提供システム等を通じて情報収集し、災害のおそれがある場合は、緊急告知ラジオ等を通じて、市民へ周知を行っている。</p> <p>○河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して、必要な行動を指示している。</p> <p>○水位上昇などの状況が予想される場合やハトマーク等により異常を把握した場合などは自治体防災担当者と連携を密にしている。</p> <p>○「川の防災情報」を活用し、河川水位等の情報を共有している。</p>																N
<p>河川巡視の実施状況</p> <p>○出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p>																O
<p>水防資機材の整備状況</p> <p>○水防資機材は各関係機関で事務所・水防拠点等に保有している。</p>																P
<p>水防活動の連携体制</p> <p>○種内建設部との「災害時緊急対応業務に関する協定」に基づき実施体制を組んでいる。</p> <p>○種内地区消防事務組合と連携を図っている。</p> <p>○災害発生時やその恐れがある場合は、水防団(消防団)と情報共有し対応している。</p> <p>○関係機関と連携した防災訓練等を行っている。</p>																Q
<p>その他</p> <p>○大雨等警報発令時における危険箇所等の警戒活動を実施するとともに、被害情報の収集を行っている。</p>																R
<p>●河川水位、気象情報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのようになっているのか、種々の水防団員(消防団員)への周知が不足している。</p> <p>●河川水位等の情報の入手のしやすさや伝達手段の広がりや速さを向上させる必要がある。また文字・水位情報のみではわかりにくく、広大な情報が伝わりにくいことが懸念される。</p> <p>●住民を対象とした合同巡視が対象地区全てでは実施できておらず、巡視の周知が不十分である。</p> <p>●河川巡視で得られた、堤防や河川水位の状況等の情報共有をさらに進める必要がある。</p>																
<p>●市街地周辺など一部地域では水防資機材保管場所が確保されていないことから、資材保管場所を確保し、購入期間の短縮が求められる。</p> <p>●同時に建設部で資材が必要となった場合にそなえ、各関係機関の水防資機材保有状況を共有し、充実を図る必要がある。</p> <p>●資機材の現場への運搬手段・ルートを考慮した訓練等を行う必要がある。</p>																
<p>●水防員(消防団員)が減少傾向となっていることと合わせ、水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少なく、実務的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。</p>																

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	取組の現状	取組機関														課題
		東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	
<p>排水施設、排水資機材の操作・運用</p> <p>○保有する排水資機材等は、非常時において水防団等へ貸し出しが可能である。</p> <p>○配管配管や水防資機材の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した訓練(土壌作)を実施している。また、作成した土壌を防災倉庫に保管し、災害地区に運搬・配備している。</p>																U
<p>●大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水システム、資機材の保有状況等を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。</p> <p>●広域的な排水ポンプ・資機材等の保有状況や非常時における支援要請手順、各関係機関の連絡窓口について、情報共有が図られていない。</p> <p>●専門操作員の高齢化等が人員が不足する傾向のため、操作確保が懸念される。</p>																

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	取組の現状	取組機関														課題
		東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	東京都防災委員会	
<p>堤防等河川管理施設の現状の整備状況</p> <p>○治水能力が不足している河川に対し、流下断面を確保するための河床掘削や堤防、堤防整備を実施している。また、粘り強い構造の堤防整備として、堤防大規模修繕を実施している。</p>																V
<p>●河道断面の不足及び計画断面に對して高さが不足している区間があり、洪水により浸透する恐れがある。</p> <p>●治水力の低下により、堤防が浸透する恐れがある。</p> <p>●河川に交差している河床や河床の土質が不均一であり、浸水による交通の分断や集落の孤立のおそれがある。</p>																